

昭和三十七年政令第二百二十七号

外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令内閣は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第一条―第三十四条）
第二章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第三十五条―第三十七条）
附則
第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（定義）

附則

第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（定義）

第一条 この章において、「国内」、「外国居住者等」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」又は「外国法人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「法」という。）第二条に規定する国内人、外国居住者等、居住者、非居住者、内国法人又は外国法人をいう。

第二条 法第二条第三号に規定する政令で指定する外国は、台湾とする。

第三条 法第二条第三号に規定する政令で定める者は、非居住者又は外国法人で、外国（同号に規定する外国をいう。以下この章において同じ。）の法令において、当該外国に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。

第四号 国内事業所の範囲
法第二条第六号イに規定する政令で定める場所は、国内にある次に掲げる場所とする。
一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
三 その他事業を行う一定の場所（次項に規定する長期建設工事等を行う場所及び第四項に規定する特定役務提供を行う場所を除く。）

法第二条第六号ロに規定する政令で定めるものは、外国居住者等の国内にある長期建設工事現場等（外国居住者等が国内において長期建設工事等（建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で六月を超えて行われるものをいう。以下この項において同じ。）を行う場所をいい、外国居住者等の国内における長期建設工事等を含む。第六項において同じ。）とする。

前項の場合において、二以上に分割をして建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下この項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の外国居住者等の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が六月を超えて行われなかつたとき（当該契約分割後建設工事等を行う場所（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととする）が当該外国居住者等又はその関係者による当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が六月を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間（当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

法第二条第六号ハに規定する政令で定めるものは、事業を行う外国居住者等（役務の提供を内容とする事業（以下この項及び次項において「役務提供事業」という。）を行う者に限る。以下この項において同じ。）の国内にある役務提供場所（外国居住者等の使用人その他の従業者（当該外国居住者等が行う役務提供事業のために役務の提供を内容とする事業を行う他の者の使用人その他の従業者を含む。以下この項及び次項において「使用人等」という。）が国内において特定役務提供（当該外国居住者等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日において開始し、又は終了する十二月の期間のうちの一の十二月の期間において、当該外国居住者等の一つのプロジェクトとして総務省令、財務省令で定めるものについての当該外国居住者等に係る使用人等の国内における当該役務提供事業のために行う場所をいい、外国居住者等に係る使用人等の国内における特定役務提供を含む。第六項において同じ。）とする。

一 当該外国居住者等が非居住者である場合その年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日
二 当該外国居住者等が外国法人である場合その事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の日からその終了の日までのいずれかの日
三 当該外国居住者等が外国居住者等に係る使用人等（以下この項において同じ。）の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所並びに第二項及び前項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。
一 当該外国居住者等に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること
二 当該施設
三 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること
四 当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用人等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること
五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動（その事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものに限る。）を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること
第六号 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第三条、第四条の二から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条から第二十八条まで、第三十条から第三十四条まで、第三十七条、第四十条、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

七項から第十一項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第四条の二から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十九條から第三十三條まで、第三十五條から第三十九條まで、第四十二條及び第四十三條並びにこの章において適用する場合について準用する。

3 前二項に定めるもののほか、法人税法第四條の三に規定する受託法人又は同法第二條第二十九號の二に規定する法人課税信託の受益者についての法第二章（第九條、第十三條、第十七條、第四十一條及び第四十一條の二を除く。）又はこの章の規定の適用に關し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。
（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）

第七条 法第七条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国内にある不動産（イに掲げる資産で国内にある不動産に係るもの、ロ及びニに掲げる資産で国内にあるもの並びにハに掲げる資産で国内にある鉱石、水その他の天然資源に係るものを含む。第四号イ及びニにおいて「国内不動産」という。）から生ずる所得（国内において行い農業又は林業から生ずる所得を含む。）

イ 不動産の上に存する権利
ロ イに掲げるもののほか、不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある資産

ハ イ及びロに掲げるもののほか、鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取する権利の対価を受ける権利

ニ 農業又は林業の用に供される家畜類又は設備

二 法第十五條第二十七項に規定する対象利子等（同項の規定により同条第一項から第十項まで及び第十九項から第二十四項までの規定を適用しないこととされる同条第二十七項に規定するその超える部分の金額に相当する部分に限る。）

三 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十号）第四十一條の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益（法第十八條第四項の規定により同条第一項及び第二項の規定を適用しないこととされる同条第四項に

規定するその超える部分の金額に相当する部分に限る。）

四 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得

イ 国内不動産

ロ 外国居住者等（人的役務の提供を行う非居住者を除く。ロにおいて同じ。）の国内事業所等（法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。ロ、ハ及び次号イにおいて同じ。）に帰せられる資産（不動産（第一号イからニまでに掲げる資産を含む。ロ及びハにおいて同じ。）並びに国際運輸業（同条第八号に規定する国際運輸業をいう。ロ及びハにおいて同じ。）を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産（不動産を除く。）を除き、当該国内事業所等を含む。）

ハ 法第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する外国居住者等（非居住者に限る。ハにおいて同じ。）で当該国内事業所等に係る人的役務の提供を行うものの当該国内事業所等に帰せられる資産（不動産並びに国際運輸業を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産（不動産を除く。）を除き、当該国内事業所等を含む。）

ニ その有する資産の価額の総額のうち次に掲げる資産の価額の合計額のうちが百分の五十以上である法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。ニにおいて同じ。）の株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口を含む。ニにおいて同じ。）

(1) 国内不動産
その有する資産の価額の総額のうち国内不動産の価額の合計額のうちが百分の五十以上である法人の株式

(2) 又は(4)に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうち国内不動産及び(2)から(4)までに掲げる株式の価額の合計額のうちが百分の五十以上であるものに限る。）の株式（(2)に掲げる株式に該当するものを除く。）

(3) 又は(4)に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうち国内不動産及び(2)から(4)までに掲げる株式の価額の合計額のうちが百分の五十以上であるものに限る。）の株式（(2)に掲げる株式に該当するものを除く。）

(4) (3)に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうち国内不動産及び(2)から(4)までに掲げる株式の価額の合計額のうちが百分の五十以上であるものに限る。）の株式（(2)及び(3)に掲げる株式に該当するものを除く。）

五 外国居住者等（非居住者に限る。以下この号において同じ。）の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める人的役務の提供に対する報酬

イ 当該外国居住者等が法第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する場合 当該外国居住者等が支払を受ける人的役務の提供に対する報酬のうち当該国内事業所等に帰せられるもの

ロ 法第二十条第一項第一号に規定する判定期間のうち一の十二月の期間において当該外国居住者等の国内における滞在期間が百八十三日以上である場合 当該外国居住者等が支払を受ける人的役務の提供に対する報酬のうち国内において行い人的役務の提供に基因するもの

六 人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行い映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供（次号において「芸能人等の役務提供」という。）に基因するもの

七 国内において芸能人等の役務提供を内容とする事業を行う外国居住者等が受ける当該芸能人等の役務提供に係る対価

八 法第七条第二号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で所得税法施行令第二百八十二條第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価とする。

九 法第七条第二号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で法人税法施行令第七十九條第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価とする。

十 法第七条第七項において非居住者又は外国法人が支払を受ける同項に規定する第三国団体対象事業所得について所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十二條の規定を準用する場合においては、同条第一項第一号中「第六十

一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬の額のうち次編第五章の規定の適用を受けない部分」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三国団体対象事業所得」と読み替えるものとする。

五 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号。以下この章において「租税条約等実施特例政令」という。）第二条の第二項から第四項までの規定は、法第七条第八項後段の規定の適用がある場合に於いて準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の二第二項から第四項までの規定中「申告不要第三国団体配当等」とあるのは、「申告不要第三国団体対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一	租税条約等実施特例	外国居住者等所得相互免除法	同条第九項第三号
第二	租税条約等の実施に	外国居住者等の所得の伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	（昭和三十七年法律第四十四号）
第三	租税条約等の実施に	外国居住者等の所得の伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	（昭和四十四年法律第四十四号）
第四	租税条約等実施特例	外国居住者等所得相互免除法	第七條第八項
第五	租税条約等の実施に	外国居住者等の所得の伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	（昭和四十四年法律第四十四号）
第六	租税条約等の実施に	外国居住者等の所得の伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	（昭和四十四年法律第四十四号）
第七	租税条約等の実施に	外国居住者等の所得の伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	（昭和四十四年法律第四十四号）
第八	租税条約等の実施に	外国居住者等の所得の伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	（昭和四十四年法律第四十四号）
第九	租税条約等の実施に	外国居住者等の所得の伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	（昭和四十四年法律第四十四号）
第十	租税条約等の実施に	外国居住者等の所得の伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	（昭和四十四年法律第四十四号）

「特例適用配当等の額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	第三項の二の二第六八条第四項に	第三項の二の二第六八条第四項に
第四項	第四項の二の二第六八条第四項に	第四項の二の二第六八条第四項に
表	法	相互免除法
第三項	第三項の二の二第六八条第四項	第三項の二の二第六八条第四項

3 租税条約等実施特例政令第二条の四第五項及び第六項の規定は、法第八條第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の四第五項の表及び第六項の表中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「租税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法」と、「第三条の二の二第十項」とあるのは「第八条第二項」と、「条約適用利子等の額」とあるのは「特例適用利子等の額」と、同条第五項の表中「第三条の二の二第六項」とあるのは「第七条第十項」と、「特定利子」とあるのは「特定対象利子」と、「同条第十八項」とあるのは「同条第十二項」と、「特定収益分配」とあるのは「特定対象収益分配」と、「同条第十二項」とあるのは「同条第十六項」と、「特定懸賞金等」とあるのは「特定対象懸賞金等」と、「同条第二十四項」とあるのは「同条第十八項」と、「特定給付補てん金等」とあるのは「特定対象給付補てん金等」と読み替えるものとする。

4 租税条約等実施特例政令第二条の四第七項及び第八項の規定は、法第八條第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の四第七項の表及び第八項の表中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「租税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法」と、「第三条の二の二第十二項」とあるのは「第八条第四項」と、「条約適用配当等の額」とあるのは「特例適用配当等の額」と、同条第七項の表中「第三項の二の二第六八条第四項」とあるのは「第三項の二の二第六八条第四項」と、「同条第二十四項」とあるのは「同条第十八項」と、「特定給付補てん金等」とあるのは「特定対象給付補てん金等」と読み替えるものとする。

「第七條第十四項」と、「申告不要特定配当等」とあるのは「申告不要特定対象配当等」と読み替えるものとする。

(事業から生ずる所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第九條 租税条約等実施特例政令第二条の五の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。第十二条及び第十六条において同じ。)について法第九條の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の五の規定中「法第三条の二の二第十項又は第十二項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第七項又は第九項」と、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第二項」と、「条約適用利子等の額」とあるのは「特例適用利子等の額」と、「同条第十二項」とあるのは「同条第四項」と、「条約適用配当等の額」とあるのは「特例適用配当等の額」と読み替えるものとする。

(国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税)

第十條 法第十一条第一項に規定する対象国際運輸業(法第二条第八号に規定する国際運輸業をいう。次条第一項において同じ。)に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。

一 船舶又は航空機の貸付け

二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは貨物の運送の取次ぎ、媒介、代理その他これらに類する行為

三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為

第七條第四項の規定は、法第十一条第六項において準用する法第七條第七項において非居住者又は外国法人が支払を受ける法第一条第六項に規定する第三国団体対象国際運輸業所得について所得税法第七十二条の規定を準用する

場合について準用する。この場合において、第七條第四項中「第七條第五項(事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等)」に規定する第三国団体対象事業所得」とあるのは、「第十一条第四項(国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税)」に規定する第三国団体対象国際運輸業所得」と読み替えるものとする。

次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令の規定は、それぞれ同表の中欄に掲げる場合について準用する。この場合における同表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令の規定の読み替へについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。

雑所得について同項において準用する法第七條第十八項後段の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合における租税条約等実施特例政令第二条の第三十三項の規定又は同条第十四項から第十六項までの規定の読み替へについては、それぞれ第七條第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。

(国際運輸業に係る所得に対する事業税の非課税等)

第十一條 法第十二條第一項に規定する対象国際運輸業所得には、外国居住者等がその営む国際運輸業に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得(地方税法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。)を含むものとする。

一 船舶又は航空機の貸付け

二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは貨物の運送の取次ぎ、媒介、代理その他これらに類する行為

三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為

次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令第二条の四の規定は、それぞれ同表の中欄に掲げる場合について準用する。この場合における同表の上欄に掲げる同条の規定の読み替へについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。

第二項	法第十一条第七項に規定する申告第七項から第四項利子所得及び配当所得について同五項項において準用する法第七條第八項後段の規定の適用がある場合	第二項の法第十一条第七項に規定する申告第七項から第四項利子所得及び配当所得について同五項項において準用する法第七條第八項後段の規定の適用がある場合
第二項	法第十一条第八項に規定する特定第七項から第三項項において準用する法第七條第六項項まで	第二項の法第十一条第八項に規定する特定第七項から第三項項において準用する法第七條第六項項まで
第二項	法第十一条第九項に規定する特定第七項から第四項対象収益分配に係る配当所得について同六項項において準用する法第七條第七項項まで	第二項の法第十一条第九項に規定する特定第七項から第四項対象収益分配に係る配当所得について同六項項において準用する法第七條第七項項まで
第二項	法第十一条第十項に規定する申告第七項から第九項及び配当所得について同八項項まで	第二項の法第十一条第十項に規定する申告第七項から第九項及び配当所得について同八項項まで
第二項	法第十一条第十一項に規定する特第七項から第十項対象懸賞金等に係る一時所得に法第九項二項まで	第二項の法第十一条第十一項に規定する特第七項から第十項対象懸賞金等に係る一時所得に法第九項二項まで
第二項	法第十二條第六項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について同項において準用する二項	第二項の法第十二條第六項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得について同項において準用する二項
第二項	法第十二條第七項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第七項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第八項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第八項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第九項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第九項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第十項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第十項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第十一項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第十一項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第十二項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第十二項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第十三項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第十三項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第十四項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第十四項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第十五項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第十五項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第十六項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第十六項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第十七項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第十七項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第十八項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第十八項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第十九項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第十九項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項
第二項	法第十二條第二十項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項	第二項の法第十二條第二十項に規定する特例適用第八項及び配当等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得について一項二項

4 租税条約等実施特例政令第二条の第三十三項の規定は法第十二項において準用する法第七條第十八項後段に規定する特定対象給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について、租税条約等実施特例政令第二条の第三十四項から第十六項までの規定は法第十二項に規定する特定対象給付補てん金等に係る譲渡所得、一時所得及び

三 法人税法施行令第七十八條第一項第七号に掲げる所得(第七條第一項第四号に掲げる所得を除く。)

6 第七條第四項の規定は、法第十九條第六項において準用する法第七條第七項において非居住者又は外国法人が支払を受ける法第十九條第六項に規定する第三国団体対象譲渡所得について所得税法第七十二條の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七條第四項中「第七條第五項(事業から生ずる所得に對する所得税又は法人税の非課税等)」に規定する第三国団体対象事業所得」とあるのは、「第十九條第五項(資産の譲渡により生ずる所得に對する所得税又は法人税の非課税)」に規定する第三国団体対象譲渡所得」と読み替へるものとする。

(船舶等に係る外国居住者等対象報酬の範囲)
第十九條 法第二十條第三項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第二百八十五條第一項第二号(勤務に係る部分を除く。)に掲げる勤務その他の人的役務の提供とする。(報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等)

第二十條 法第二十二條第二項の規定により還付する所得税については、所得税法施行令第二百九十七條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第七十三條第一項(退職所得の選択課税による還付)」とあるのは「外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二條第一項(居住者等が運航する船舶等において行つた勤務(居住者等が運航する船舶等において行つた勤務に基因するもの)の範囲)」に基因するものとする。

第二十一條 法第二十三條第二項に規定する政令で定める給与は、所得税法第六十一條第一項第十二号イ又はハに掲げる給与のうち、次に掲げる人的役務の提供(居住者又は内国法人が法第二十三條第二項の外国居住者等に係る外国の各地間においてのみ運航する船舶又は航空機において行つた勤務に限る。)に基因するものとする。

一 所得税法施行令第二百八十五條第一項第二号に掲げる勤務その他の人的役務の提供
二 所得税法第六十一條第一項第十二号ハに規定する政令で定める人的役務の提供(給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等)

第二十二條 第二十條の規定は、法第二十五條において準用する法第二十二條第二項の規定により還付する所得税について準用する。この場合において、第二十條中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十五條(給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等)」において準用する同法第二十二條第一項(一)と、「第二十二條第一項第二号」とあるのは「第二十五條において準用する同法第二十二條第一項第二号」と読み替へるものとする。

第二十三條 法第二十九條第一項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等(法第二十六條第六号に規定する国内事業所等)をいう。次項において同じ。を営む外国法人である外国居住者等とする。
2 法第二十九條第二項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等を通じて国際運輸業を営む外国法人である外国居住者等とする。(資産の取得費に相当するものの範囲)

第二十四條 租税特別措置法施行令第二十六條の二十八の七第一項の規定は、法第三十條第一項に規定する政令で定める金額について準用する。(外国において租税を課することができることとされる所得)
第二十五條 法第三十一條第一項第一号に規定する政令で定めるものは、外国において所得税法第九十五條第一項に規定する外国所得税が課される所得とする。
2 法第三十一條第三項において準用する同条第一項第一号に規定する政令で定めるものは、外国において法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税が課される所得とする。

第二十六條 租税条約等実施特例政令第六條第一項の規定は、法第三十二條第四項において準用する租税条約等実施特例法第七條第三項の規定を適用する場合について準用する。
2 法第三十二條第六項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 法第三十二條第一項に規定する課税標準等又は税額等につき同項の国税庁長官の確認があつたこと。
二 外国の租税に關する権限のある機関が、法第三十二條第一項の異なることとなつた内容を基礎として当該外国に係る外国居住者等に係る同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七條第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等又は居住者若しくは内国法人に係る法第三十二條第三項において準用する租税条約等実施特例法第七條第二項に規定する租税の課税標準等が計算されたことにより当該外国居住者等又は当該居住者若しくは内国法人が納付すべき租税に係る延滞税に相當する税の全部又は一部を免除すること(その免除する金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官が確認した場合に限る。)(源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給)

第二十七條 法第三十三條第三項第一号に規定する政令で定める日は、同条第一項の国税庁長官の確認があつた日とする。
2 法第三十三條第四項の規定の適用を受けた法人(法人税法第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。次条第二項及び第七項において同じ。)の法第三十三條第四項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七條第三項及び第五項の規定の適用については、これらに規定する金額に、当該法人の利益積立金額(同法第二條第十八号に規定する利益積立金額をいう。次条第二項及び第七項において同じ。)の計算については法人税法施行令第九條第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

3 国税通則法施行令(昭和三十一年政令第三百三十五号)第二十二條及び第二十三條第一項の規定は、法第三十三條の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同項中「還付金等」とあるのは「特別過誤納金等(外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。第三十三條第六項(源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給)の規定により読み替へられた」と、「還付金等」とあるのは「特別過誤納金等」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第三十三條第三項に規定する加算金」と、「還付金等」とあるのは「特別過誤納金等」と読み替へるものとする。
4 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第六條の七の規定は、法第三十三條の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令附則第六條の七中「還付金等」とあるのは「特別過誤納金等」と、「法附則第九條の十第一項各号」とあるのは「外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三條第七項の規定により読み替へられた法附則第九條の十第一項」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三條第三項に規定する加算金」と読み替へるものとする。
第二十八條 法第三十四條第三項第一号に規定する政令で定める日は、同条第一項の国税庁長官の確認があつた日とする。
2 法第三十四條第四項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七條第三項及び第五項の規定の適用については、これらに規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額の計算については法人税法施行令第九條第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。
3 地方税法施行令第六條の十三第一項及び第二項並びに第六條の十四第一項の規定は、法第三十四條第一項から第八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第六條の十三第一項中「過誤納金の還付」とあるのは「特別過誤納金等(外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四條第六項の規定により読み替へられた法第三十七條に規定する特別過誤納金等をいう。次条第一項において同じ。)の支払」と、同令第六條の十四第一項中「過誤納金」とあるのは「特別過誤納金等」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する

する租税条約等実施特例法第七條第三項の規定を適用する場合について準用する。
2 法第三十二條第六項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 法第三十二條第一項に規定する課税標準等又は税額等につき同項の国税庁長官の確認があつたこと。
二 外国の租税に關する権限のある機関が、法第三十二條第一項の異なることとなつた内容を基礎として当該外国に係る外国居住者等に係る同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七條第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等又は居住者若しくは内国法人に係る法第三十二條第三項において準用する租税条約等実施特例法第七條第二項に規定する租税の課税標準等が計算されたことにより当該外国居住者等又は当該居住者若しくは内国法人が納付すべき租税に係る延滞税に相當する税の全部又は一部を免除すること(その免除する金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官が確認した場合に限る。)(源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給)

第二十八條 法第三十四條第三項第一号に規定する政令で定める日は、同条第一項の国税庁長官の確認があつた日とする。
2 法第三十四條第四項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七條第三項及び第五項の規定の適用については、これらに規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額の計算については法人税法施行令第九條第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。
3 地方税法施行令第六條の十三第一項及び第二項並びに第六條の十四第一項の規定は、法第三十四條第一項から第八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第六條の十三第一項中「過誤納金の還付」とあるのは「特別過誤納金等(外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四條第六項の規定により読み替へられた法第三十七條に規定する特別過誤納金等をいう。次条第一項において同じ。)の支払」と、同令第六條の十四第一項中「過誤納金」とあるのは「特別過誤納金等」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する

する租税条約等実施特例法第七條第三項の規定を適用する場合について準用する。
2 法第三十二條第六項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 法第三十二條第一項に規定する課税標準等又は税額等につき同項の国税庁長官の確認があつたこと。
二 外国の租税に關する権限のある機関が、法第三十二條第一項の異なることとなつた内容を基礎として当該外国に係る外国居住者等に係る同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七條第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等又は居住者若しくは内国法人に係る法第三十二條第三項において準用する租税条約等実施特例法第七條第二項に規定する租税の課税標準等が計算されたことにより当該外国居住者等又は当該居住者若しくは内国法人が納付すべき租税に係る延滞税に相當する税の全部又は一部を免除すること(その免除する金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官が確認した場合に限る。)(源泉徴収による所得税に係る特別過誤納金の支給)

る法律第三十四条第三項に規定する加算金」と読み替えるものとする。

4 道府県知事が利子割（地方税法第二十三条第一項第三号の二に掲げる利子割をいう。）として納入された金額に係る法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金（次項において「特別過誤納金」という。）の支払をし、又は充当（地方税法第十七条の二第一項から第三項までの規定による充当をいう。次項において同じ。）をした場合における地方税法施行令第九条の第十五第一項の規定の適用については、同項の表八月の項中「還付金」とあるのは、「還付金又は利子割として納入された金額に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金」とする。

5 道府県知事が配当割（地方税法第二十三条第一項第三号の三に掲げる配当割をいう。）として納入された金額に係る特別過誤納金の支払をし、又は充当をした場合における地方税法施行令第九条の第十九第一項の規定の適用については、同項の表八月の項中「還付金」とあるのは、「還付金又は配当割として納入された金額に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金」とする。

6 法第三十四条第十一項第一号に規定する政令で定める日は、同条第九項の国税庁長官の確認があつた日とする。

7 法第三十四条第十二項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額の計算については法人税法施行令第九第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

8 地方税法施行令第六條の十三第一項及び第二項並びに第六條の十四第一項の規定は、法第三十四條第九項から第十六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第六條の十三第一項中「過誤納金の還付」とあるのは「特別過誤納金等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四條第十四項の規定により読み替えられた法第三十四條第十四項の特別過誤納金等をいう。次条第一項において同じ。）の支払」と、同令第六條の十四第一項中「過誤納金」とあるのは「特別過誤納金等」と、還付加算金」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四條第十一項に規定する加算金」と読み替えるものとする。

2 法第三十五條に規定する納付すべき法人税に係る延滞税は、租税特別措置法第六十六條の四第一項の規定を適用した場合に納付すべき法人税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき法人税の額に相当する金額を控除した金額に係る延滞税とし、法第三十五條に規定する地方法人税に係る延滞税は、同項の規定を適用した場合に納付すべき地方法人税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき地方法人税の額に相当する金額を控除した金額に係る延滞税とする。

3 租税特別措置法施行令第三十九條の十二の二第三項及び第四項の規定は、法第三十六條第二項において準用する租税特別措置法第六十六條の四の二第二項から第八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十九條の十二の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 3 columns: Item No., Original Text, Revised Text. It details the amendments to Article 39 of the Special Measures Act for Enforcement of the Tax Law, specifically regarding the application of Article 66 of the Special Measures Act.

<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>税は、租借置法第四十條の三の三第一項特別措置若しくは第六十六條の四の十六條の九の五第一項若しくは第六十七條の七の五第一項の納付すべき所得税の額又は法人税の額から同項の額を差し引いた額とする。この場合において、次に掲げる納付すべき所得税の額又は法人税の額に、租借置法第六十六條の四の三第一項又は第六十七條の七の五第一項の額を加算する。</p>
---	---	---	---	---	---	---

<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>前条第三十六條第三十七條第一項において準用する法第三十六條第一項</p>	<p>猶予対象以外の所得税の額又は法人税の額</p>
---	---	---	---	---	---	----------------------------

<p>第三項 法第六十六條外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十七條第一項</p>	<p>第三項 法第六十六條外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十七條第一項</p>	<p>第三項 法第六十六條外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十七條第一項</p>	<p>第三項 法第六十六條外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十七條第一項</p>	<p>第三項 法第六十六條外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十七條第一項</p>	<p>第三項 法第六十六條外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十七條第一項</p>	<p>第三項 法第六十六條外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十七條第一項</p>
--	--	--	--	--	--	--

<p>額 法人税割 法人税割の額</p>	<p>額 法人税割 法人税割の額</p>	<p>額 法人税割 法人税割の額</p>	<p>額 法人税割 法人税割の額</p>	<p>額 法人税割 法人税割の額</p>	<p>額 法人税割 法人税割の額</p>	<p>額 法人税割 法人税割の額</p>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

第三項 第三号額	第三項法人税割の額	4 法第三十八条第三項に規定する確認がない場合その他の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。 一 法第三十二条第一項の外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法人税に相当する税の課税と同項に規定するその異なることとなつた内容を基礎とすることとなることと認めらるに至らないと国税庁長官が認めた場合 二 法第三十六条第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に法第三十二条第一項の国税庁長官の確認があつた場合において、当該確認に係る同項に規定するその異なることとなつた内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。 5 法第三十八条第三項の規定による徴収の猶予を受けた法人の市町村民税についての地方税法施行令第六十条の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第三項」とする。 6 地方税法施行令第四十八条の十五の第三第二項及び第三項の規定は、法第三十八条第四項において準用する地方税法第三百二十一条の十一の第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第四十八条の十五の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。
	第三項 第三号額	7 法第三十八条第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。 一 法第三十八条第五項に規定する租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用、同法第六十六条の四の三第一項の規定の適用若しくは同法第六十七条の十八第一項の規定の適用に係る同法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する第六十七條の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて地方税法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割（法第三十八条第一項に規定する所得割をいう。以下この項において同じ。）の額若しくは付加価値割（法第三十八条第一項に規定する付加価値割をいう。以下この項において同じ。）の額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が地方税法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の第二項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という。）から、当該更正決定のうち法第三十八条第一項に規定する法人税額に係る部分があつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割の額又は付加価値割の額（次号において「猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額」という。）を控除した金額 二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の

第三項 第三号額	同項の申立同条第一項に規定する課税上の取扱いに關する申立て	8 所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額を控除した金額 法第三十八条第五項に規定する確認がない場合その他の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。 一 法第三十二条第一項の外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法人税に相当する税の課税と同項に規定するその異なることとなつた内容を基礎とすることとなることと認めらるに至らないと国税庁長官が認めた場合 二 法第三十六条第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に法第三十二条第一項の国税庁長官の確認があつた場合において、当該確認に係る同項に規定するその異なることとなつた内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。 9 法第三十八条第五項の規定による徴収の猶予を受けた法人の事業税についての地方税法施行令第六十条の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第五項」とする。 10 地方税法施行令第三十二条の二第三項及び第四項の規定は、法第三十八条第六項において準用する地方税法第七十二条の三十九の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十二条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。
	第三項 第三号額	9 所得割の額又は付加価値割の額又は付加価値割の額又は申告納付すべき所得割の額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という。）を控除した金額 10 地方税法施行令第三十二条の二第三項及び第四項の規定は、法第三十八条第六項において準用する地方税法第七十二条の三十九の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十二条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四項 第四号額	同項の申立同条第一項に規定する課税上の取扱いに關する申立て	11 所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の
	第四項 第四号額	11 所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の

第四項 第四号額	同項の申立同条第一項に規定する課税上の取扱いに關する申立て	12 所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の
	第四項 第四号額	12 所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の

<p>法人税の額及所得税の額 の額</p>	<p>3 法第四十条第二項において準用する法第三十八條第三項の規定による徴収の猶予を受けた個人の市町村民税についての地方税法施行令第六條の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第六百二十九條第五項」とあるのは、「第六百二十九條第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第二項において準用する同法第三十八條第三項」とする。</p> <p>4 地方税法施行令第四十八條の九の十九第二項及び第三項の規定は、法第四十条第三項において準用する地方税法第三百二十一条の七の十三第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第四十八條の九の十九の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
---------------------------	--

<p>第八項 第三十八條第四十条第五項において準用する法第三十八條第五項</p>	<p>6 法第四十条第五項において準用する法第三十八條第五項の規定による徴収の猶予を受けた個人の事業税についての地方税法施行令第六條の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第六百二十九條第五項」とあるのは、「第六百二十九條第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第五項において準用する同法第三十八條第五項」とする。</p> <p>7 地方税法施行令第三十五條の四の第二項及び第三項の規定は、法第四十条第六項において準用する地方税法第七十二条の五十七の二第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第三十五條の四の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
--	--

<p>この項において同じ。が終了した場合には、当該報告対象契約については、同条第一項中「その年の十二月三十一日において」とあるのは「その年中」と、「が報告対象契約を締結している」とあるのは「の締結していた報告対象契約が終了した」と、「に係る資産の価額、当該」とあるのは「の終了の事実、当該報告対象契約に係る」として、同項の規定を適用する。</p>	<p>2 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の二第八項の規定により物件を留め置く場合について準用する。</p> <p>(道府県及び市町村に関する規定の都及び特別区への準用)</p> <p>第三十四条 この章の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定(法人の市町村民税に関する規定を除く。)は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第二十八條第四項及び第五項</td> <td>道府県知事都知事</td> </tr> <tr> <td>第三十二條第二項</td> <td>道府県民税都民税</td> </tr> <tr> <td>第三十二條第七項第一号</td> <td>道府県知事都知事</td> </tr> <tr> <td>第三十三條第一項</td> <td>道府県民税都民税</td> </tr> <tr> <td>第三十三條第三項</td> <td>市町村民税特別区民税</td> </tr> </table> <p>2 地方税法第七百三十四條第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前項の規定にかかわらず、第二十三條第二項及び第三十二條第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「市町村長」とあるのは「都知事」と、同条第五項中「市町村民税」とあるのは「都民税」と読み替えるものとする。</p> <p>第二章 國際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税</p> <p>第三十五条 法第四十四条に規定する國際運輸業(次条及び別表において「國際運輸業」という。を営む者の地方税法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。以下この条、次条及</p>	第二十八條第四項及び第五項	道府県知事都知事	第三十二條第二項	道府県民税都民税	第三十二條第七項第一号	道府県知事都知事	第三十三條第一項	道府県民税都民税	第三十三條第三項	市町村民税特別区民税
第二十八條第四項及び第五項	道府県知事都知事										
第三十二條第二項	道府県民税都民税										
第三十二條第七項第一号	道府県知事都知事										
第三十三條第一項	道府県民税都民税										
第三十三條第三項	市町村民税特別区民税										

<p>この項において同じ。には、その者が当該事業に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得を含むものとする。</p> <p>一 船舶又は航空機の貸付け</p> <p>二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒介、代理その他これらに類する行為</p> <p>三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれらを空港から運送する行為(外国の指定等)</p> <p>第三十六条 法第四十四条又は第四十五条に規定する政令で指定する外国は、別表の上欄に掲げる外国とし、これらの規定に規定する外国の居住者たる個人若しくは法人で國際運輸業を営むもののこれらの規定の適用を受ける所得又は当該所得について課さないものとする。若しくは課することができないものとされる税目は、当該各外国につき、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる所得又は税目とする。</p> <p>(外国の居住者たる個人又は法人)</p> <p>第三十七条 法第四十四条又は第四十五条に規定する外国の居住者たる個人又は法人は、所得税法第二條第一項第五号に規定する非居住者又は法人税法第二條第四号に規定する外国法人で、当該外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、又は本店若しくは主たる事務若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。</p> <p>附則 この政令は、公布の日から施行し、法の施行の日(昭和三十七年五月二十五日)から適用する。</p> <p>附則 (昭和三十八年四月二四日政令第一四一号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行し、改正後の外国人等の國際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。</p> <p>附則 (昭和三十八年七月一日政令第三三〇号)抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 (昭和三十八年九月六日政令第三二二号)抄</p>	<p>1 前条第八項の規定は、法第四十条第五項において準用する法第三十八條第五項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(報告金融機関等による報告事項の提供)</p> <p>第三十三条の二 報告対象契約(法第四十一条の二第一項に規定する報告対象契約をいう。以下</p>
---	--

（経過措置）

2 改正前の別表カテゴリーの項に規定する所得に対する平成二十七年分以前の所得税、平成二十七年分以前の個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ）、個人の事業税及び個人の市町村民税（特別区民税を含む。）並びに平成二十八年一月一日前に開始した事業年度分の法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税については、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年五月二五日政令第二二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令第一条を同令第三十五条とし、同条の前に一章及び章名を加える改正規定（第三十三条に係る部分に限る。）は、平成三十年一月一日から施行する。（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）から平成二十九年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下この条において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八号の八十八第二十二項第一号」とあるのは「第六十六条の四第二十一項第三号又は第六十八号の八十八第二十二項第三号」とあるのは「第六十六号の四第十七項第三号又は第六十八号の八十八第二十二項第三号」とする。

2 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における外国居住者等所得相互免除法施行令第三十一条第一項（内国法人及び外国法人である外国居住者等（改正法第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二

二五号）抄）の適用については、同項第一号中「第六十六号の四第十七項第三号又は第六十八号の八十八第二十二項第一号」とあるのは「第六十六号の四第十七項第三号」とあるのは「第六十六号の四第十七項第三号」とする。

よる所得税等の非課税等に関する法律第二二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下この項において同じ。に係る部分に限る。）の規定の適用については、外国居住者等所得相互免除法施行令第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項中「第六十六号の四第二十一項第一号」とあるのは「第六十六号の四第二十一項第一号」と、「第六十六号の四の第三十四項」とあるのは「第六十七号の四の第三十四項」と、「第六十八号の百七の二第十項」とあるのは「第六十八号の百七の二第十項」と、同表前条第一項第三号の項中「第六十六号の四第十七項第三号」とあるのは「第六十六号の四の第三十四項」と、「第六十六号の四の第三十四項」とあるのは「第六十六号の四の第三十四項」と、「第六十七号の四の第三十四項」とあるのは「第六十七号の四の第三十四項」と、「第六十八号の百七の二第十項」と、「第六十八号の百七の二第十項」とあるのは「第六十八号の百七の二第十項」とし、施行日から同年十二月三十一日までの間における同条第一項（居住者及び非居住者である外国居住者等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同表前条第一項第一号の項中「第四十条の三の第三十六項第一号」とあるのは「第四十条の三の第三十六項第一号」と、「第四十一条の十九の第五第十項」とあるのは「第四十一条の十九の第五第十項」とする。

3 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第七項の規定の適用については、同項第一号中「第六十六号の四第二十一項第一号（同法第六十六号の四の第三十四項及び第六十七号の四第十八項第一号）」とあるのは「第六十六号の四の第三十四項及び第六十七号の四第十八項第一号」とあるのは「第六十六号の四の第三十四項及び第六十七号の四第十八項第一号」と、「第六十六号の四の第三十四項」とあるのは「第六十六号の四の第三十四項」と、「第六十七号の四の第三十四項」とあるのは「第六十七号の四の第三十四項」とする。

附 則 （平成三〇年三月三十一日政令第一二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 第一条中地方税法施行令第六條の二十の三、第七條の三の二、第七條の四の二第二項から第三項まで、第十條及び第四十六條の二の三の改正規定並びに第四條並びに次条第一項及び第二項並びに附則第七條第一項及び第十二條の規定 平成三十一年一月一日

附 則 （平成三〇年三月三十一日政令第二二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 第一条中地方税法施行令第六條の九の二第二項第三号及び第四号、第二十五條、第二十七條第一項第一号、第三十二條の二第一項第一号、第三十二條の三第一項第一号、第三十三條の三第二項第一号イ、第三十四條第二項、第三十五條の四の六第二項第二号並びに第五十七條の二の六第二項第二号の改正規定並びに同令附則第六條の二に一項を加える改正規定並びに第九條中地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六條の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令第五條第一項及び第三項の改正規定並びに附則第八條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第三十二條第七項第一号及び第九條の規定）及び第九條の規定 令二二四号

附 則 （平成三〇年三月三十一日政令第一四四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（国内事業所等の範囲に関する経過措置）

第二条 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第四條第三項（非居住者である外国居住者等の（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下この条において同じ。）の所得税に係る部分に限る。）の

規定は、非居住者である外国居住者等の令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以後の所得税又は非居住者である外国居住者等がこの政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十二條第一項に規定する国内源泉所得について適用する。

2 新令第四條第三項（外国法人である外国居住者等の所得税に係る部分に限る。）の規定は、外国法人である外国居住者等が施行日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき所得税法第五條第二項第二号に規定する外国法人課税所得について適用する。

3 新令第四條第三項（外国法人である外国居住者等の法人税に係る部分に限る。）の規定は、外国法人である外国居住者等の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

4 新令第四條第三項（法人の道府県民税（法人の都民税を含む。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

5 新令第四條第三項（法人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

6 新令第四條第三項（個人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の事業税について適用する。

7 新令第四條第三項（法人の市町村民税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

附 則 （平成三〇年三月三十一日政令第一四四号）

（国内事業所等に関する所得税法等の特例に関する経過措置）

第三条 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十一号）附則第二條第四項の規定は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十五條第一項の規定の適用がある場合について、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十二号）附則第四條第一項及び第三項の規定は同法附則第五十五條第四項において適用する同法附則第二十一條第二項の規定及び同法附則第五十五條第三項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。

附則（平成三十一年三月二十九日政令第八七号）抄

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月二十九日政令第八九号）抄

第一条 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月二十九日政令第一〇三号）抄

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十条第一項の改正規定、第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項の改正規定（第六十六条の四第二十一項第一号）を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める部分に限る。
二 第三十一条第一項の表前条第一項第一号の項の改正規定（第六十六条の四第二十一項第一号）を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める部分を除く。
三 令和二年四月一日

附則（令和元年六月二二日政令第三二二号）抄

第一条 この政令は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
二 附則第十條の二の二第八項、第十二條の四第四項第一号イからハまで及び第五項、第十五條第二項から第五項まで並びに第三十三條第四項第一号イからハまで及び第五項の改正規定並びに附則第三條から第十二條までの規定公布の日

附則（令和二年三月三十一日政令第一〇九号）抄

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日政令第一二二号）抄

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年六月二六日政令第二〇七号）抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和二年六月二六日政令第二〇七号）抄

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新法人税法施行令」という。）、第二条の規定による改正後の地方法人税法施行令、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租税特別措置法施行令」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正後の国税通則法施行令及び第二十四條の規定による改正後の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第二十二條までにおいて同じ。）のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第十四條第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に對する地方法人税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（改正法第三條の規定（改正法附則第一條第五号ロに掲げる改正規定に限る。附則第七條第二項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二條第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十九條までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が施行日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第

三十八條までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二條第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下附則第三十八條までにおいて同じ。）に對する法人税並びに法人の施行日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に對する地方法人税については、改正法附則第十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法、改正法第四條の規定（改正法附則第一條第五号ハに掲げる改正規定に限る。附則第四十四條において同じ。）による改正前の地方法人税法（平成二十六年法律第十一号。以下「旧地方法人税法」という。）、改正法第十三條の規定（改正法附則第一條第五号ヘに掲げる改正規定に限る。）による改正前の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号。改正法第十六條の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。）、改正法第十七條の規定（改正法附則第一條第五号ヌに掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号。改正法第十八條の規定（改正法附則第一條第五号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。改正法第二十三條の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「旧震災特例法」という。）及び改正法第三十條の規定（改正法附則第一條第五号ネに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「旧平成三十年改正法」という。）の規定に基づく第一條の規定による改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）、第二條の規定による改正前の地方法人税法施行令、第三條の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」という。）、第四條の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法施行令」という。）、第九條の規定による改正前の国税通則法施行令、第十一條の規定による改正前の外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する

る法律施行令、第十三條の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令、第十六條の規定による改正前の法人税法施行令の一部を改正する政令及び第二十四條の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、なおその効力を有する。

附則（令和二年九月四日政令第二六四号）抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

別表（第三十六條関係）

Table with 2 columns: Country/Region and Tax Type. Rows include USA (Non-taxable income), France (Income tax), etc.

備考
この表の非課税所得欄に掲げる所得には、日本国が締結した所得に對する租税に關する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に基づき当該所得に對する同表の税目欄に掲げる税を免除される国際運輸業に係る所得を含まないものとする。

二 この表中「アルゼンチン共和国の企業」とは、アルゼンチン共和国政府、アルゼンチン共和国の租税に關し同国の居住者であり、かつ、日本国の租税に關し所得税法第二條第一項第三号に規定する居住者でない個人（死亡した当該個人の未分割の財産がアルゼンチン共和国の租税に關し個人として取り扱われる間における当該財産を含む。）及びアルゼンチン共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税

に關し法人として取り扱われる団体を含む。）をいう。

三 この表中「レバノン共和国の居住者」とは、レバノン共和国の租税に關し同国の居住者であり、かつ、日本国の租税に關し所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者でない個人及びレバノン共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税に關し法人として取り扱われる企業を含む。）をいう。

四 この表中「住民税」とは、道府県民税（道府県民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。）及び市町村民税（市町村民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。）をいう。